

岡山市新庁舎周辺施設整備事業

入札説明書等に関する質問回答書

令和7年11月18日

岡山市

(1) 入札説明書に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	6	第3	1	(1)	ア		入札参加者の構成等	入札参加者は、設計企業、建設企業によって構成される特定建設工事共同企業体（甲型）とありますが、共同企業体運用準則によりますと、全ての構成員が主任技術者の配置を求められています。設計企業は主任技術者の配置を行うことは出来ないと思いますが、いかがお考えでしょうか。	共同企業体運用準則では、当該工事に対応する許可業種に対し、主任技術者を求めるものです。本事業において入札説明書【用語の定義】/へにおいて、設計企業は、設計業務、工事監理業務を行う者と定義しているため、主任技術者の配置は不要です。ただし、入札説明書 第3/1/(3)/ア/(エ) に示すとおり、「管理技術者（設計）」、「照査技術者」及び「管理技術者（工事監理）」の配置は必要です。
2	6	第3	1	(1)	ア		入札参加者の構成等	長期のプロジェクトとなるため、入札参加表明書提出以降に構成員の変更、出資比率の変更が発生する可能性があります。変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	入札期間中の構成員の変更について、入札説明書 第3/1/(1)/ク のとおり、入札参加表明書提出以降は原則として認めません。ただし、構成員の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとします。 なお、本質問におけるその他の内容についての回答は、令和7年11月26日(水)までに本事業のホームページで公表します。これに伴い入札参加表明書の受付期間を令和7年12月17日(水)まで延長します。
3	7	3	1	(1)	オ		入札参加者の構成等	入札参加者は、建設 JV を結成して参加し、全ての構成員が建設 JV に出資すること。また、出資比率は問わない。とありますが、出資0でもよいとの解釈してよろしいでしょうか？	「出資比率は問わない」とは、出資0でもよいということではありません。全ての構成員が建設 JV に出資してください。
4	7	第3	1	(2)	イ		共通の参加資格要件	入札説明書においては、令和8年度の特定期間名簿への登録が必要であることが記載されています。他方、岡山市契約公報令和7年第38号6ページ3/(1)においては、申請期間が公告日からになっています。特定期間名簿への登録は令和7年度、令和8年度の両方で必要でしょうか。	入札説明書 第3/1/(2)/イ に記載のとおり、令和8年度の有資格者名簿又は特定期間名簿への登載が必要です。特定期間名簿への登載に係る申請方法が記載された「令和8年度 特定期間契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項」は、入札説明書 第3/2 に示すとおり公表を予定しています。なお、令和7年度の有資格者名簿又は特定期間名簿への登録は不要です。
5	10	第3	1	(4)	イ	(カ)	建設企業の参加資格要件	現場代理人は、議決予定日において、他の工事に配置していないこととの記載がありますが、議決予定日とはいつでしょうか。	本市令和8年9月定例市議会の議決日のことで、岡山市契約公報令和7年第38号/岡山市契約公告第106号/1/(9)/① に記載のとおり、令和8年9月中旬ごろを予定しています。
6	20	第4	1	(14)	ア	(ウ)	受付期間	改善技術提案書の郵送又は託送による場合の受付開始日時の記載がありませんが、いつからでしょうか。	郵送又は託送の場合は、令和8年4月30日(木)までに通知する技術提案書の改善通知確認後から受け付けます。
7	22	第4	1	(19)	ウ		入札書の受付	令和8年5月29日（金）必着(ただし、必ず上記(12)の技術提案書の改善通知を確認した後に郵送すること)とありますが、(12)は(13)の間違いでしょうか。	(12)は誤記で、正しくは(13)です。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	27	第4	3	(2)			提案の上限価格	上限価格（消費税及び地方消費税の額を含まない。）の積算時期はいつでしょうか。	入札公告時点（令和7年10月）です。同時点の価格で入札してください。

(2) 要求水準書に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
9	9	第1	3	(9)			延床面積	2期工事延床面積 13,803㎡とありますが、実施方針P2では13,767.47㎡となっています。どちらが正ですか	要求水準書(13,803㎡)を正としてください。
10	10	第1	3	(9)			図3 計画断面図（A-A'）	広場内建物である駐車場等は、大供公園の敷地に越境して計画してよろしいでしょうか？	1期工事の計画通知(貸与資料7「1期工事法手続き関係資料」)を参考に、1期工事の申請敷地内で広場内建物を整備してください。なお、大供公園は都市計画決定された公園であり、越境して計画することは不可です。 なお、貸与資料7は入札参加表明書の受付後に希望者に貸与します。 貸与方法は、後述の整理No15の回答をご覧ください。
11	12	第1	1	(12)			インフラ引き込み計画	都市ガスが「なし」となっていますが、よろしいでしょうか？	都市ガスを利用する設備の設置は想定しておりません。効率的かつ効果的な理由により、ガス設備を整備する際は、インフラ引き込みの検討も合わせて実施してください。
12	14	Ⅱ	1	(3)	イ	(イ)	統括責任者の要件	統括責任者は、議決予定日において、他の工事に配置していないこととの記載がありますが、議決予定日とはいつでしょうか。	本市令和8年9月定例会市議会の議決日のことで、岡山市契約公報令和7年第38号/岡山市契約公告第106号/1/(9)/①に記載のとおり、令和8年9月中旬ごろを予定しています。
13	17	第2	1	(13)	ア		監理技術者(造園)の要件	監理技術者(造園)が求められていますが、P28では市が直接工事監理を行うとなっています。事業者において監理技術者(造園)は必要でしょうか	工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者（造園）を配置してください。建設業務（造園）の工事監理は市で直接行います。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
14	18	第2	1	(17)			工事監理担当者	設計企業の構成員が条件となっていますが、資料9 工事監理業務委託仕様書 P6 (7) では再委託を認められています。再委託は可能と考えてよろしいでしょうか？	設計企業が構成員となることは必須です。 資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書」第2/3/(7) に示す再委託とは、「委託業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定をした主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」という条件を遵守した場合において可能であり、設計企業又は工事監理企業を代表構成員の再委託先とすることは認めません。
15	19	第2	2	(1)	イ		基本的事項	P19. 貸与資料3 「（参考）岡山市本庁舎解体撤去工事实施設計図」・貸与資料5 「1期工事との取り合い条件等」 P20. 貸与資料12 「キャブシステムに関する資料」 P21. 貸与資料2 「事業用地の地質調査結果に関する資料」 P35 「貸与資料13 「夜景照明イメージパース」 P36. 貸与資料10 「（参考）1期工事施工図」 上記資料については、参加表目前の貸与は可能でしょうか？	貸与資料については、入札参加表明前の貸与はできません。ただし、入札参加表明書の受付後に貸与することとします。 貸与を希望される場合は、入札参加表明書の提出とあわせて、貸与資料に係る借用書（様式1-1）を提出してください。貸与資料は、CD-R等の電子媒体に格納し代表構成員宛に郵送します。また、貸与資料は、改善技術提案書の提出時に返却してください。 なお、入札参加表明の確認が認められなかった場合は速やかに貸与資料を返却してください。
16	28	第2	2	(3)	イ	(ウ)	資料9	資料9工事監理業務委託書においてP3(1)業務の遂行に工事監理契約書の記載がありますが本事業には該当しないと思われます。また、検査・立会等も本事業に該当しないと思われますので修正版を提示ください。	資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書」における「工事監理契約書」は誤記です。「工事監理契約書」を「建設工事請負契約書」と読み替えてください。 また、市監督員及び受注者は、資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書」の別紙3に基づき、必要な確認・承諾又は立会・検査を行います。
17	32	第3	1	(5)	ウ		BMX大会時	BMX大会に必要なスペースを指示ください	この「入札説明書等に関する質問への回答」とあわせて本事業のホームページで公表する、追加資料1「第7回 全日本BMXフリースタイル選手権大会(令和5年9月14日～令和5年9月17日開催)」を参考とし、スペースを確保してください。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
18	32	第3	1	(5)	エ		イベント荷重	イベントに応じた耐荷重をご指示ください	ご提案いただく施設計画の内容により、開催できるイベントが異なるため、イベントの種類ごとの庁舎前広場及び大供公園における耐荷重をお示しすることはできません。 ただし、資料4「施設計画」に示す庁舎前広場及び大供公園における耐荷重等に関する市の想定は下記のとおりです。 ・庁舎前広場（大屋根広場） コンサート、スポーツイベント、フリーマーケット等の開催を想定しています。 ・庁舎前広場（段々ひろば） 要求水準書Ⅲ/3./（1）/エ./（ア）段々ひろば に示すとおり、中2階部分には、複数台のキッチンカーやメンテナンス用の車（4tトラック）が乗り入れる想定です。 ・庁舎前広場（多目的スペース（中2階）） 建築基準法施行令第85条に示す室の種類(5)集会室/その他の場合に応じた積載荷重を想定しています。 ・庁舎前広場（多目的スペース（1階平面）） 要求水準書Ⅲ/3./（1）/エ./（ア）多目的スペース（1階平面）に示すとおり、大型バスの駐車場としての利用も想定しています。 ・大供公園 園路の耐荷重については25t程度を想定しています。また、車両の通行が困難な箇所等、耐荷重を4t以上とする範囲等については、設計協議の中で決定することとします。 芝生広場については、原則として車両の進入しないことを想定しています。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
19	36	第3	2	(1)	エ	(7)	駐車場【全般】 a .	必要台数が明記されていません。何台必要でしょうか	「●台」は誤記です。1期工事整備予定の137台と合わせ、407台以上必要です。
20	36	第3	2	(1)	エ	(7)	駐車場【具体的な整備内容】 b. c .	2期工事で整備する駐車台数は270台程度とされていますが、資料4「技術的代替案を特に求め対部分及び留意する事項」で1期駐車場は公用車エリアとなっています。 駐車附置台数が不足していると思われますが、隔地で考えてよろしいでしょうか。また隔地は市で用意して頂けると考えてよろしいでしょうか。	駐車附置義務台数は、1期工事整備分と2期工事整備分をあわせ281台になると想定しています。また、保健福祉会館と分庁舎の隔地分84台を敷地内に整備する必要があることから、全体で365台の駐車附置義務台数が必要になると想定しています。 本事業で駐車場を270台整備すれば、1期工事整備分137台とあわせて407台になることから、敷地内で駐車附置義務台数は満足すると考えております。 なお、公用車エリアが附置義務台数の対象となることは確認しています。
21	58	第3	5	(1)			整備計画	資料6別紙1業務区域図では県道大元停車場線は業務範囲外となっていますので、警察協議等は別途と考えてよろしいでしょうか。	県道大元停車場線の道路法第95条の2第1項による岡山県公安委員会との調整については、本市道路部局において行います。ただし、市道鹿田町10号線については業務対象となりますので、道路部局や警察及び道路管理者との協議、調整が必要です。 また、県道大元停車場線の歩道改修については、道路法第24条による道路管理者との協議、調整等が必要です。
22	58	第3	5	(1)			整備計画	資料6別紙1業務区域図では市道大供14号線は歩道のみが業務範囲ですが、資料4施設計画では道路部分も業務範囲に入っています。またP36「駐車場【全般】 n. に市道大供14号線に右折レーンを設けるなどの対応を検討する」とありますが、業務範囲を明確にしてください。	資料4「施設計画」の本事業区域に市道大供14号線の車道部分を含むことは誤記です。市道大供14号線の車道部分の整備は本事業には含みません。この「入札説明書等に関する質問への回答」とあわせて本事業のホームページで公表する、追加資料2「(修正版)資料4 施設計画」に記載の本事業区域を確認してください。 また、駐車場の設計において、貸与資料9「交通解析結果報告書」を参考に、市道大供14号線で入庫待ち車両が発生した場合にも円滑な交通を確保できるよう、右折レーンの要否、長さ、その他の対応を検討してください。 なお、貸与資料9は入札参加表明書の受付後に希望者に貸与します。 貸与方法は、整理No15の回答をご覧ください。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
23	45	第3	3	(サ)			ガス設備	必要に応じて設置とあるが、P12では「なし」となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか？	都市ガスを利用する設備の設置は想定しておりません。効率的かつ効果的な理由により、ガス設備を整備する際は、インフラ引き込みの検討も合わせて実施してください。
24	2	資料5					設備概要	消防用水は水槽は建築工事とあるが、資料7のP15では「防火水槽工事」は別途工事となっている。建築工事と考えてよいでしょうか？	消防用水（20㎡）は、建設業務で整備してください。なお、想定 の位置は地下1階北西（資料4「施設計画」を参照）です。また、防火水槽は本市が整備を行います。詳細は要求水準書Ⅲ/4./ (3)/ (ア)防火水槽 を確認してください。
25		資料8					解体修正設計業務	解体工事の修正設計についての業務仕様および業務負荷が分かる資料を提示いただけますでしょうか？	資料8「岡山市建築設計業務委託仕様書」、貸与資料3「（参考）岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図」及び貸与資料4「岡山市庁舎解体撤去工事報告書（石綿分析結果報告書）」をご確認ください。なお、貸与資料3及び4は入札参加表明書の受付後に希望者に貸与します。貸与方法は、整理No15の回答をご覧ください。
26	別添2	資料8					V Rデータの作成	V Rデータの作成の業務仕様に[夜間照明イメージの作成と確認]とありますが、周辺施設も含めた夜景を作成することは、モデリング範囲が膨大になりますので、夜景については別のソフトでの作成は可能でしょうか？	夜間照明イメージは、別ソフトでの作成を可能とします。動画と静止画を作成してください。
27		資料9					解体工事監理業務	解体工事監理業務の仕様および業務負荷が分かる資料を提示いただけますでしょうか？	資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書（監理項目についてはP13）」及び貸与資料3「（参考）岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図」並びに貸与資料4「岡山市庁舎解体撤去工事報告書（石綿分析結果報告書）」をご確認ください。なお、貸与資料3及び4は入札参加表明書の受付後に希望者に貸与します。貸与方法は、整理No15の回答をご覧ください。
28	別紙3	資料9					工事監理業務	解体工事監理業務の別紙3の表のついて、「＊受注者は、A・B・C全ての項目について、確認・承諾又は立会・検査を行う」とありますが、全数に対する監理者の対応ではなく、施工者の自主検査記録の確認に加えて、必要に応じて監理者が検査を行う対応と考えてよいでしょうか？	資料9「岡山市建築工事監理業務委託仕様書」別紙3のとおり対応してください。なお、特に定めのない工事監理項目は、全数に対する工事監理者の対応ではなく、受注者の自主検査記録の確認に加えて、主要な部分について工事監理者が検査を行う対応で問題ありません。

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
29		資料9	3章	3			設計変更等	監理業務委託要領に「設計変更等の必要が生じた場合は、監督員の承諾を受けただえで工事受注者に変更内容の指示を行うこと。軽微な設計変更等については設計変更等関係図書(設計変更等の算定根拠書、変更工法検討書等)の作成は受注者が行うものとする。」とありますが、業務期間が長いため、発注者の都合や法令・条例変更を含む社会情勢の変化などに対応するための変更は、追加業務の対象と考えてよろしいでしょうか？ また、「関係行政庁等の法定検査等(建築基準法上の検査、消防法上の検査等)における指摘の対応についても、受注者が行うものとする。」とありますが、上記同様に、業務期間が長いため、計画通知段階からの行政担当者交代などに伴う見解の違いなどが発生する恐れがあります。この場合も上記同様に追加業務の対象と考えてよいのでしょうか？	発注者による入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更については、建設工事請負契約書（案）第31条に基づき、「必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額（設計業務を除く）を変更する」などの対応を行います。 法令変更により、入札説明書等に規定する各業務につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、建設工事請負契約書（案）第71条第3項に基づき、別紙6に従います。 その他の社会情勢の変化及び後段の質問については、発生した内容に応じて建設工事請負契約書（案）に基づいた対応とします。

(3) 落札者決定基準に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
30	5	第3	2	(3)	(1)		・ 市内企業の参画促進等の取り組みがされているか。	具体的にどのような場合に加点対象となるのでしょうか。 例えば、共同企業体の構成員の比率でしょうか。	構成員の比率に限らず、市内企業の参画促進等の取り組みであることが判断できれば、評価の対象とします。

(4) 様式集に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
31	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	本書式は建設工事のみを想定した共同企業体協定書書式と思われます。本件はD B方式での出件です。本書式は設計業務を実施する際に、適さない協定書と思われますが、別書式はないのでしょうか。	ご質問への回答は令和7年11月26日(水)までに本事業のホームページで公表します。また、様式2-13「特定建設工事共同企業体協定書」の修正が必要な場合はあわせて公表します。なお、これに伴い入札参加表明書の受付期間を令和7年12月17日(水)まで延長します。
32	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	本書式は建設工事のみを想定した共同企業体協定書書式と思われます。国土交通省発信の監理技術者運用マニュアルにおいては、すべての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に配置し、共同企業体の体制を確保するものとされています。現状の協定書案では設計企業も主任技術者を選任することとなり不都合が生じてしまうと考えられますので、本書式は設計業務を実施する際に、適さない協定書と思われます。別書式はないのでしょうか。	ご質問への回答は令和7年11月26日(水)までに本事業のホームページで公表します。また、様式2-13「特定建設工事共同企業体協定書」の修正が必要な場合はあわせて公表します。なお、これに伴い入札参加表明書の受付期間を令和7年12月17日(水)まで延長します。
33	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	設計事務所と建設会社が共同企業体を組成する場合において、乙型の共同企業体協定書での提出が不可の場合は、設計事務所の出資比率を0%(ゼロパーセント)としてもよろしいでしょうか。	特定建設工事共同企業体(甲型)を組成してください。また、「出資比率は問わない」とは、出資0でもよいということではありません。全ての構成員が建設JVに出資してください。
34	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	特定建設工事共同企業体協定書について、建設会社と設計事務所がJVを組成する場合、現在のところ提案金額の内、設計業務に係る価格、各所掌の工事金額が不明な為、出資比率を記載することができません。本書式の出資比率を記載せずに提出することは可能でしょうか。	ご質問への回答は令和7年11月26日(水)までに本事業のホームページで公表します。また、様式2-13「特定建設工事共同企業体協定書」の修正が必要な場合はあわせて公表します。なお、これに伴い入札参加表明書の受付期間を令和7年12月17日(水)まで延長します。
35	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	設計事務所と建設会社が共同企業体を組成するにおいて、甲型と乙型の併用方式とすることは可能でしょうか。その場合、特定建設工事共同企業体協定書に、分担する業務を記載するということによろしいでしょうか。	入札説明書 第3/1/(1)/ア に示すとおり、甲型としてください。

(5) 建設工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
36	33 35	別紙 2 別紙 4					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価変動において、公的指数と実勢単価の間に著しく乖離が生じている場合や物価資料に類似単価の掲載がない場合において、業者見積・メーカー見積またはメーカー価格改定通知等をもとに金額協議していただけるという理解で宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）別紙2（全体スライド）又は別紙4（インフレスライド）を適用し請負代金額の変更をする場合、物価指数等を用います。別紙3（単品スライド）を適用する場合は、主要な工事材料の「受注者の購入価格」を用いることを基本とし「令和4年8月 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について お知らせ（令和4年8月12日 岡山市財政局財務部監理検査課）」に基づいて運用します。また、全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用は可能です。なお、原則、業者見積・メーカー見積又はメーカー価格改定通知等による金額協議は行いません。

(6) 実施方針に関する質問への回答

整理 No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
37	6	第2	3	(1)	オ		出資	全ての構成員が建設JVに出資することとありますが、建設企業と設計企業それぞれ業務所掌が明確に違うなか、出資比率に応じて一律に出資金を負担するということに違和感を感じます。特定建設工事共同企業体協定書に、分担する業務を記載し、出資についても分担業務に関する出資とさせて頂けないでしょうか。	入札説明書 第3/1/(1)/ア に示すとおり、本事業においては、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成することを参加資格要件としているため、「分担する業務に関する出資」は認められません。
38	14	第3					表リ夆分担表(案)②	地盤沈下による工事費の増額が全て事業者負担というのは、不公平であるため、費用負担については協議にて決定することとさせて頂けないでしょうか。	地盤沈下対策が十分に計画されていなかった場合及び地盤沈下対策を計画どおり行わなかった場合における「工事に伴う地盤沈下による工事費の増加」は、建設工事請負契約書（案）第1条第1項、2項、6項により、受注者の負担となります。また、建設工事請負契約書（案）第30条第1項第4号又は第5号の事由に該当する場合における費用負担等は、建設工事請負契約書（案）第30条によるものとします。